

秋市選管告示第9号

令和5年4月9日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第41条第1項の規定により告示する。

令和5年3月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

（次のとおり略）